

第七七回

参第九号

国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、超過負担を生じさせないための措置を定めることにより、国の財政と地方公共団体の財政との関係の健全化を図り、及び超過負担をした地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方公共団体の財政の健全な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「超過負担」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 国庫負担事業（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十条から第十条の四までに規定する事務及び同法第三十四条第一項に規定する経費に係る事務をいう。以下この条において同じ。）に要する経費の算定基準が、当該国庫負担事業を実施するために必要かつ十分である金額を基礎としていないことにより、地方公共団体が当該国庫負担事業について支出することとなること。
- 二 国庫負担事業に係る国の地方公共団体に対する支出金が、当該国庫負担事業を実施するために必要かつ十分である経費の種目について支出されないことにより、地方公共団体が当該国庫負担事業について支出することとなること。

（地方超過負担調査会）

第三条 総理府に、地方超過負担調査会（以下「調査会」という。）を置く。

- 2 調査会は、地方公共団体の超過負担を生じさせないために必要な措置について調査審議し、その結果を内閣総理大臣に勧告する。
- 3 内閣総理大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重して、その実現に努めなければならない。
- 4 調査会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第四条 調査会は、委員二十九人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| 一 全国の都道府県知事の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者 | 二人 |
| 二 全国の都道府県議会の議長の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者 | 二人 |
| 三 全国の市長の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者 | 二人 |
| 四 全国の市議会の議長の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者 | 二人 |
| 五 全国の町村長の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者 | 二人 |
| 六 全国の町村議会の議長の連合組織を代表し、又は当該組織が推薦する者 | 二人 |
| 七 関係行政機関の職員 | 十二人 |
| 八 学識経験のある者 | 五人以内 |

3 調査会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 4 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 この法律に定めるもののほか、調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(交付金の交付)

第五条 国は、昭和四十六年度から昭和五十年までの間において超過負担をした地方公共団体に対し、交付金を交付する。

- 2 前項の規定により各地方公共団体に対して交付する交付金の額は、昭和四十六年度から昭和五十年までの間における超過負担により当該地方公共団体の負担となつた額として調査会が算定した額に基づいて内閣総理大臣が定める。
- 3 第一項の交付金は、昭和五十一年度から昭和五十三年度までの間に交付する。
- 4 前三項に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の四の次に次の一号を加える。

十六の五 国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律（昭和五十一年法律第 号）の施行に関する事。 （同法第五条の交付金の交付に関する事を除く。）

第十五条第一項の表中国民生活安定審議会の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|---|
| 地方超過負担調査会 | 国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を行う事。 |
|-----------|---|

- 3 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。
 - 第四条第一項第二十八号の二の次に次の一号を加える。

二十八の三 国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律（昭和五十一年法律第 号）第五条の交付金を交付する事。
 - 第十二条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律第五条の交付金の交付に関する事。

理 由

国と地方公共団体の財政上の負担関係の健全化を図るため、将来において超過負担を生じさせないようにする措置を講ずるとともに、昭和四十六年度から昭和五十年間までの間に超過負担をした地方公共団体に対し交付金を交付する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度三千億円の見込みである。